

# ○静岡県警察条件付採用職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令

(平成25年12月18日静岡県警察本部訓令第41号)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、職員の任用に関する規則（昭和35年県人委規則6－6。以下「規則」という。）及び静岡県警察職員の任用に関する訓令（昭和43年県本部訓令第1号。以下「任用訓令」という。）に定めるもののほか、本部長が任命する県警察の職員のうち条件付採用期間中のもの（以下「条件付採用職員」という。）の免職及び降任の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免職 条件付採用職員をその者の意に反して職員としての身分を失わせることをいう。
- (2) 降任 条件付採用職員をその者の意に反して規則第3条第3号に規定する降任を行うことをいう。
- (3) 免職等 免職及び降任をいう。
- (4) 免職等処分 免職等の処分をいう。

(免職等の事由)

第3条 本部長は、条件付採用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を免職し、又は降任することができる。

- (1) 特別評価（人事評価に関する訓令（平成28年県本部訓令第40号）第7条に規定する特別評価をいう。）の総合評価が下位の段階にある場合又は勤務の状況を示す事実を照らして勤務実績が良くないと認められる場合において、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合
- (2) 心身に故障がある場合において、その官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、客観的事実に基づいてその官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認められる場合
- (4) 法第28条第1項第4号に掲げる事由に該当する場合

## 第2章 申立て等

(所属長の申立て)

第4条 所属長は、所属の条件付採用職員が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに事実を調査し、その結果、当該条件付採用職員について免職等処分に付

する必要があると認めるときは、免職等処分申立書（様式第1号。以下「申立書」という。）により、県本部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して本部長に申し立てなければならない。

（警務課長の申立て）

第5条 警務課長は、条件付採用職員について免職等処分に付する必要があると認めるときは、申立書により、本部長に申立てをすることができる。

（監察課長による通報）

第6条 県本部監察課長（以下「監察課長」という。）は、所掌する事務の処理に当たり、条件付採用職員を免職等処分に付する必要があると認めるときは、その状況を明らかにする資料を添えて警務課長に通報するものとする。

（申立てに必要な資料）

第7条 第4条及び第5条の規定による申立ては、被申立者（申立ての対象となった条件付採用職員をいう。以下同じ。）に係る免職等の事由に関し本人又は関係者から事情を聴取した書面（以下「事情聴取書」という。）、当該免職等の事由に関し本人又は関係者がその経緯等を自ら記載した書面（以下「始末書等」という。）及び次に掲げる資料を添えて行わなければならない。ただし、始末書等に関し、本人又は関係者が作成を拒否した場合又は所在不明その他やむを得ない事由により作成が困難な場合は、始末書等に代えて、当該申立てを行う者がその経緯等を記載した報告書を添えることができる。

- (1) 第3条第1号又は第3号に該当すると認められるときは、勤務実績の資料、事実の調査に従事した者がその結果を記載した書面（以下「事実調査報告書」という。）その他その事実を証明し、又は認定する資料
- (2) 第3条第2号に該当すると認められるときは、本部長の指定する医師2人の診断書その他その事実を証明し、又は認定する資料

### 第3章 委員会

（委員会の設置等）

第8条 条件付採用職員を免職等処分に付する必要があるか否かの審査（以下「免職等審査」という。）を行うため、県本部に静岡県警察条件付採用職員免職等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、免職等審査を厳正に行い、その結果を本部長に答申するものとする。

（委員会の組織）

第9条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には警務部長を、委員には部長（警務部長を除く。）、警務部参事官兼首席監察官、警務課長、監察課長及び委員長の指名する者をもって充てる。

3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の開会)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(委員会の書記)

第11条 委員会に若干名の書記を置く。

2 書記は、県本部警務課の課長補佐のうち、委員長が指名するものをもって充てる。

3 書記は、委員長の命を受けて庶務に従事する。

(除斥及び忌避)

第12条 委員長及び委員は、自己の親族に関する免職等審査に関与することができない。

2 委員長及び委員は、免職等審査に付された事案について、当該審査に当たることが適当でないと認めるときは、委員会に対しその理由を明らかにして、これを忌避することができる。

#### 第4章 審査等

(審査の要求)

第13条 本部長は、第4条又は第5条に規定する申立てを受けた場合において、被申立者の免職等処分を行うに当たり必要があると認めるときは、免職等審査要求書(様式第2号)に証拠を添えて、委員会に免職等審査を要求するものとする。

(勤務に関する指示等)

第14条 本部長は、委員会に免職等審査を要求した場合において、必要があると認めるときは、被申立者の勤務に関する所要の指示をし、又は被申立者が保管する支給品及び貸与品(以下「給貸与品」という。)の返納を命ずることができる。

2 本部長は、前項の規定により指示し、又は返納を命じた場合において、その必要がなくなったと認めるときは、直ちに勤務に関する所要の指示を解除し、又は給貸与品を交付するものとする。

(審査の通知等)

第15条 委員長は、委員会に対する免職等審査の要求があったときは、所属長を通じて、その旨を免職等審査通知書(様式第3号。以下「通知書」という。)により、被申立者に通知するものとする。ただし、被申立者の所在を知ることができないときは、この限りではない。

(口頭審査の手続等)

第16条 被申立者は、前条の規定による通知を受けた場合には、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、委員長に対し、免職等審査に対する回答書(様式第4号)により口頭審査を要求するか否かについて回答するものとする。

2 被申立者が前条の通知書の受領を拒否したとき、又は前項に規定する期間内に回答がないときは、被申立者が口頭審査を要求しないものとみなす。

(委員会の審査)

第17条 委員長は、前条第1項に規定する期間経過後、速やかに委員会の審査を行うものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求したときは、その要求のあった日の翌日から起算して7日間は、委員会の審査を行うことができない。

2 委員会の審査は、原則として書面審査とする。ただし、被申立者が要求した場合又は委員会が必要と認めた場合は、被申立者の出席等を求めて、口頭審査を行うものとする。

3 免職等審査は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。この場合において、委員の中に被申立者の所属長がいるときは、当該委員を議決委員から除外する。

4 第5条の規定により警務課長が申立てをした場合は、当該申立てに係る議決委員から警務課長を除外する。また、当該申立てが第6条に規定する監察課長の通報に基づくときは、監察課長についても同様に議決委員から除外する。

5 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

(持ち回り審査)

第18条 書面審査による場合において、証拠資料から免職等の事由が明らかなきときなど委員長が委員会を開催する必要がないと認めたときは、持ち回りによる審査（以下「持ち回り審査」という。）をもって、委員会の議決とすることができる。

2 持ち回り審査を行う場合は、委員長及び委員を合わせて過半数の審査を経なければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、持ち回り審査について準用する。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは、「審査に参加した委員」と読み替えるものとする。

(口頭審査)

第19条 委員長は、口頭審査を行う場合においては、被申立者に対し、速やかに審査の期日、場所等を口頭審査通知書（様式第5号）により通知しなければならない。

2 口頭審査は、被申立者を出席させた上で行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由なく出席しないときは、被申立者の出席なくこれを行い、又は書面審査に代えることができる。

(証拠の審査等)

第20条 被申立者は、口頭審査の期日の3日前までに、所属長を通じ委員長に対し、証人等要求書（様式第6号。以下「要求書」という。）により証人の呼出し又は自己の免職等に関する証拠の審査（以下「証拠の審査等」という。）を要求することができる。

2 前項に規定する期間内に要求書の提出がないときは、被申立者が証拠の審査等を要求しないものとみなす。

- 3 委員長は、必要があると認めるときは、証人の出席を求め、又は証拠資料の提出を要求することができる。
- 4 委員長は、第1項の規定による証拠の審査等の要求があった場合においては、当該要求に係る証拠を審査し、又は必要があると認めるときは証人を委員会に呼び出さなければならない。ただし、その証人が呼出しに応じないなどやむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 委員会は、被申立者及び証人を個別に審査するものとする。ただし、委員長が必要があると認めたときは、これらを同席させて審査することができる。

(記録)

第21条 委員会は、審査の状況を明らかにするため、免職等審査議事録（様式第7号）を作成しなければならない。

(答申)

第22条 委員会は、免職等処分の要否、種別その他必要と認める事項を議決し、答申書（様式第8号）により本部長に答申するものとする。

#### 第5章 処分等

(免職等処分の決定)

第23条 本部長は、前条に規定する答申を尊重し、免職等処分の要否、種別その他必要と認める事項を決定するものとする。

(文書の様式及び交付)

第24条 免職等処分は、所属長を通じ処分を受けるべき者（以下「被処分者」という。）に対し人事異動通知書（任用訓令様式第5号）及び処分説明書（様式第9号）（以下「人事異動通知書等」という。）を交付して行うものとする。この場合において、被処分者がその受取を拒んだときは、その時において交付したものとみなす。

- 2 前項に規定する人事異動通知書等の交付に際し、被処分者の所在を知ることができない場合は、その内容を静岡県公報により公示し、その日から2週間を経過したときに交付したものとみなす。
- 3 第1項の規定により人事異動通知書等を交付したときは、被処分者から処分請書（様式第10号）を徴するものとする。ただし、被処分者が作成を拒否したときその他特別の事情があるときは、この限りではない。

#### 第6章 補則

(解雇予告等)

第25条 本部長は、第3条の規定により被申立者を免職しようとするときは、被申立者に対し労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項に規定する予告を行わなければならない。ただし、同条第3項の規定により人事委員会の解雇予告除外認定を受けたときは、この限りではない。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月14日県本部訓令第6号)

この訓令は、平成29年3月14日から施行する。